

## 4 市町のまちづくり（自治）基本条例比較表

## 前文

栗山町自治基本条例	ニセコ町まちづくり基本条例	石垣市自治基本条例	西原町まちづくり基本条例
<p>栗山町は、明治21年(1888年)に開拓の鉾がおろされてから今日まで、先人の英知と情熱により幾多の困難を乗り越え、尊い歴史を刻みながら発展してきました。</p> <p>その先人が守り育てた歴史、文化、伝統を引き継ぎ、「ふるさとは栗山です。」と町民誰もが誇りをもち、いつまでも住み続けたいと思うことができるまちとするため、栗山町民憲章の理念を尊重し、新たな自治の歩みを進めていかなければなりません。</p> <p>地方分権の時代を迎え、自治体の自主的な決定と責任の範囲が広がるとともに、少子高齢化と人口減少の進展や、厳しさを増す地方行財政など、本町を取り巻く社会経済情勢が刻々と変化し、自治の在り方が問われています。時代に対応し、持続可能な地域社会をつくるためには、町民一人ひとりが自治の主体で</p> <p>あることを認識し、自ら考え、行動するとともに、町民、議会、行政がそれぞれの役割を尊重し、相互に補完し合い、協力して町政を進めていかなければなりません。</p> <p>主権者である町民の参加による自律したまちづくりの推進を、町民、議会、行政が共有する基本理念とし、実現のための仕組みを定め、これを守り育てていくため、ここに栗山町自治基本条例を定めます。</p>	<p>ニセコ町は、先人の労苦の中で歴史を刻み、町を愛する多くの人々の英知に支えられて今日を迎えています。わたしたち町民は、この美しく厳しい自然と相互扶助の中で培われた風土や人の心を守り、育て、「住むことが誇りに思えるまち」をめざします。まちづくりは、町民一人ひとりが自ら考え、行動することによる「自治」が基本です。わたしたち町民は「情報共有」の実践により、この自治が実現できることを学びました。わたしたち町民は、ここにニセコ町のまちづくりの理念を明らかにし、日々の暮らしの中でよろこびを実感できるまちをつくるため、この条例を制定します。</p>	<p>日本最南端の石垣市は、亜熱帯気候に属し、四方を珊瑚礁に囲まれ、於茂登連山に抱かれた自然豊かなまちです。</p> <p>この風土は、感謝の心や思いやり、進取の気性を育み、人と自然が調和する社会をつくり、歴史と伝統あるまちとして、また、清新な文化や優れた産業を生み出し、平和で活力に満ちた住みよいまちとして発展してきました。</p> <p>私たちは、このまちを心から愛し、誇りに思います。そして、先人の英知と努力によって今日の姿があることに感謝しています。</p> <p>私たちは、このふるさとの豊かな自然を大切に守り育てつつ、より広い視野で社会をみつめ、全ての市民が「石垣市」に愛着をもち、いつまでも住み続けたい安心安全なまちとなるように、さらに豊かなまちを築き、未来へ引き継ぐことを目指します。</p> <p>そのためには、市政の主権者である市民が地域のことを自ら考え、自らの責任の下に自ら行動して、この地域の個性や財産を生かした市民自治によるまちづくりを行うことが必要です。</p> <p>主権者である私たちは、まちづくりの主体であることを強く認識し、協働の精神の下、だれもがまちづくりに参画することによって、自らの地域は自らの手で築いていこうとする私たちのまちの自治を推進します。よって、ここに、自治の基本理念とまちづくりの指針を明らかにし、市民、議会及び行政の役割など、自治の定める規範として、石垣市自治基本条例を制定します。</p>	<p>わたしたちのまち西原町は、沖縄本島東部海岸における中部と南部の接点に位置し、西原富士と呼ばれる運玉森を望む緑豊かなまちです。古くは首里王府の北(琉球語で北のことをニシという。)の直轄領地としての歴史があり、サトウキビ作を主体とした純農村地域から、近年は住宅団地の形成、工業施設や商業施設の立地等により活力あるまちへと発展してきています。一方、沖縄戦では住民の約半数が犠牲となりました。そのため恒久平和の実現に努めてきました。そのような中であって、昭和57年度以来「文教のまち西原」をまちの将来像に掲げ、人づくり、まちづくりを進めてきており、今後、常に新時代の潮流を見極め、西原町をとりまく国内外の社会情勢の変化に対応し得るまちづくりが求められています。</p> <p>そこで、わたしたちは、これまで先人が築いてきた地域資源や伝統文化を受け継ぎ、より暮らしよくするとともに軍事基地のない平和で豊かな明るい未来を次の世代へつなげるため、共に力を合わせていかなければなりません。そのためにも、わたしたちは、まちづくりの主体として、自らの役割を自覚し、まちづくりに積極的に参加していくことが必要です。</p> <p>これらのことを踏まえ、ここに、これまでの西原の歴史を尊重するとともに多くの文化教育施設が立地する地域特性を活かし、すべての町民が生涯を通して学び合い、より豊かな人間性と文化を創造する「文教のまち西原」を自らの手で推進し、明日の西原町を切り拓くため、この条例を制定します。</p>

# 1 総則

## (目的)

栗山町自治基本条例	ニセコ町まちづくり基本条例	石垣市自治基本条例	西原町まちづくり基本条例
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、栗山町の自治の基本的な原則と制度を定め、町民の権利と役割、議会と行政の役割と責務を明らかにすることにより、町民自治の推進を図ることを目的とします。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、ニセコ町のまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、まちづくりにおけるわたしたち町民の権利と責任を明らかにし、自治の実現を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、石垣市における自治の基本理念と基本原則を明らかにし、市民の権利及び責務、事業者等の権利及び責務、市議会及び市長その他執行機関の責務並びに市政運営の原則を定めることにより相互に理解し合い、共に手を携えて豊かな地域社会を築くことを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、西原町におけるまちづくりの基本的な事項を明らかにするとともに、町民、事業者、町議会及び執行機関の役割を定めることにより、共に手を携えて平和で豊かな地域社会を築くことを目的とする。</p>

## (定義)

栗山町自治基本条例	ニセコ町まちづくり基本条例	石垣市自治基本条例	西原町まちづくり基本条例
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとします。</p> <p>(1) 町民 町内に住所を有する人(以下「住民」といいます。)、町内で働き又は学ぶ人、事業活動その他の活動を営む人又は法人もしくは団体をいいます。</p> <p>(2) 町 議会と行政をいいます。</p> <p>(3) 町政 町が行う自治の活動をいいます。</p> <p>(4) 行政 町長(地方公営企業の管理者の権限を有する町長を含む。 )とその他執行機関をいいます。</p>		<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に住み、又は市内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。</p> <p>(2) 事業者等 市内で事業活動又は公益的な活動を行う団体をいう。</p> <p>(3) 市 市長を代表者とする基礎自治体としての石垣市をいう。</p> <p>(4) 執行機関 市長(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。)、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</p> <p>(5) 参画 市民が、施策の立案から実施及び評価に至るまでの過程に主体的に加わり、意思決定にかかわることをいう。</p> <p>(6) 協働 市民、事業者等及び市がそれぞれの役割と責任を担いながら対等の立場で相互に協力し補完することをいう。</p> <p>(7) コミュニティ 市民が互いに助け合い安心して心豊かに暮らせる地域をより良くすることを目的とし、自主的に形成された組織及び集団をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において次の各号に掲げる意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 町民 町内に住み、又は町内で働き、学び、若しくは活動する人をいう。</p> <p>(2) 事業者 町内において事業活動を行うすべての個人及び法人をいう。</p> <p>(3) コミュニティ 地域や特定のテーマについて、より良くすることを目的とし、地域自治会等自主的に形成された組織及び集団をいう。</p> <p>(4) 町 町議会及び執行機関を含めた基礎自治体としての西原町をいう。</p> <p>(5) 執行機関 町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</p>

(条例の位置付け)

栗山町自治基本条例	ニセコ町まちづくり基本条例	石垣市自治基本条例	西原町まちづくり基本条例
<p>(条例の位置付け)</p> <p>第3条 この条例は、栗山町の自治に関する最高規範であり、町民、議会、行政はこの条例を遵守しなければなりません。</p> <p>2 町は、他の条例、規則等の制定又は改廃にあたっては、この条例に定める内容を最大限に尊重し、整合を図ります。</p> <p>3 町は、法令等を解釈し、運用する場合においても、この条例に照らして、適正に判断します。</p>	<p>(この条例の位置付け)</p> <p>第 55 条 他の条例、規則その他の規程によりまちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重しなければならない。</p> <p>(条例等の体系化)</p> <p>第 56 条 町は、この条例に定める内容に即して、教育、環境、福祉、産業等分野別の基本条例の制定に努めるとともに、他の条例、規則その他の規程の体系化を図るものとする。</p>	<p>(条例の位置付け)</p> <p>第 38 条 この条例は、市政運営の最高規範であり、他の条例等の制定又は改廃にあたっては、この条例の趣旨を尊重し、整合性を確保しなければならない。</p> <p>2 市民、事業者等及び市は、この条例を尊重し、本市の自治の推進に努めるものとする。</p>	<p>(条例の位置付け)</p> <p>第 2 条 この条例は、まちづくりの基本を定める最高規範であり、他の条例、規則等の制定改廃及びまちづくりに関する計画の策定又は変更にあたっては、この条例の趣旨を最大限尊重し、整合を図らなければならない。</p>

## 第2章 基本原則

(情報共有の原則) (町民参加の原則)

栗山町自治基本条例	ニセコ町まちづくり基本条例	石垣市自治基本条例	西原町まちづくり基本条例
<p>(情報共有の原則) 第4条 町民、議会、行政は、情報を共有します。</p> <p>(町民参加の原則) 第5条 議会と行政は、町民参加のもとに町政を推進します。</p>	<p>(情報共有の原則) 第2条 まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない。</p> <p>(情報への権利) 第3条 わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する。</p> <p>(参加原則) 第5条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する。</p>	<p>(基本理念) 第3条 市民及び市は、次に掲げることを自治の基本理念とする。 (1) 身近な地域の課題について、市民自らが主体的に取り組むことを自治の起点とし、市民及び事業者等が協働してまちづくりを行うこと。 (2) 市は、国及び沖縄県と対等な立場で相互協力の関係に基づいた自律的運営を図り、自治体としての自立を確保すること。</p> <p>(基本原則) 第4条 市民及び市は、前条の基本理念を実現するため、次に掲げる原則を自治の基本原則とし、それぞれ次に定めることを内容とするものとする。 (1) 情報共有の原則 市民、事業者等及び市が、相互に情報を提供し、共有すること。 (2) 参加の原則 市民の参加は、責任ある主体的な意思に基づくものであること。 (3) 協働の原則 地域社会に関わる多様な主体が、それぞれの役割分担及び対等な協力関係に基づき、共通の目的を実現するために連携し、ともに活動すること。 (4) 多様性尊重の原則 年齢、性別、国籍、心身の状況、社会的・経済的状況等の違いを認め、多様な市民の個性を尊重すること。</p>	<p>第8条 町民、事業者及び町は、次に掲げる事項を基本原則として、まちづくりを推進するものとする。 (1) 情報共有の原則 町民、事業者及び町が互いにまちづくりに関する情報を提供し、共有することをいう。 (2) 参加の原則 まちづくりへの町民参加の機会を保障することをいう。 (3) 協働の原則 町民、事業者及び町が、共通の目的を実現するために協力し、共に行動することをいう。</p>

### 第3章 町民

#### (町民の権利)

栗山町自治基本条例	ニセコ町まちづくり基本条例	石垣市自治基本条例	西原町まちづくり基本条例
<p>(町民の権利) 第6条 町民には、町政に関する情報を知る権利があります。 2 町民には、町政に参加する権利があります。 3 町民は、町政への参加又は不参加を理由として、不利益を受けることはありません。</p> <p>(子どもの権利) 第7条 次代を担う子どもには、年齢に応じた方法により、町政に関する情報を知る権利と、町政に参加する権利があります。 2 町は、前項の権利を保障するため、子どもの主体性を尊重した参加機会の充実に努めます。</p>	<p>(まちづくりに参加する権利) 第10条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。 2 わたしたち町民は、それぞれの町民が、国籍、民族、年齢、性別、心身の状況、社会的又は経済的環境等の違いによりまちづくりに固有の関心、期待等を有していることに配慮し、まちづくりへの参加についてお互いが平等であることを認識しなければならない。 3 町民によるまちづくりの活動は、自主性及び自立性が尊重され、町の不当な関与を受けない。 4 わたしたち町民は、まちづくりの活動への参加又は不参加を理由として差別的な扱いを受けない。</p> <p>(満20歳未満の町民のまちづくりに参加する権利) 第11条 満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。 2 町は前項の権利を保障するため、規則その他の規程により具体的な制度を設けるものとする。</p>	<p>(市民の権利) 第5条 市民は、日本国憲法に定める基本的人権を保障されるとともに、個人として尊重され、自治運営のために、次に掲げる権利を有する。 (1) 地域のまちづくりを主体的に行う権利 (2) 市政に参加する権利 (3) 前2号の権利を行使するために必要な情報を知る権利 (4) 行政サービスを受ける権利 2 前項各号に規定する市民の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、市民は、権利の行使に際しては不当に差別的扱いを受けない。</p>	<p>(町民の権利) 第9条 町民は、地域のまちづくりを主体的に行う権利を有する。 2 町民は、まちづくりに関する情報を知る権利を有する。</p>

(町民の役割)

栗山町自治基本条例	ニセコ町まちづくり基本条例	石垣市自治基本条例	西原町まちづくり基本条例
<p>(町民の役割) 第8条 町民は、町政に関する情報を取得し、町政に参加するよう努めます。 2 町民は、町政への参加に当たっては、自らの発言や行動に責任を持ち、お互いを尊重し、協力し合うよう努めます。</p>	<p>(まちづくりにおける町民の責務) 第12条 わたしたち町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない。 (まちづくりに参加する権利の拡充) 第13条 わたしたち町民は、まちづくりへの参加が自治を守り、進めるものであることを認識し、その拡充に努めるものとする。</p>	<p>(市民の責務) 第6条 市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治を推進する責務を有する。 2 市民は、参加及び協働するにあたり、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。 3 市民は、自然環境の保全や伝統文化の継承等次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めなければならない。 4 市民は、市政の運営に伴う負担を分かち合わなければならない。</p>	<p>(町民の役割) 第10条 町民は、まちづくりの主体であることを認識し、積極的にまちづくりに参加するよう努めるものとする。 2 町民は、まちづくりに参加するにあたっては、公共性の視点を持って行動しなければならない。</p>

(事業者の役割)

栗山町自治基本条例	ニセコ町まちづくり基本条例	石垣市自治基本条例	西原町まちづくり基本条例
<p>(事業者の役割) 第9条 事業者は、社会的責任を認識し、地域との調和を図るとともに、暮らしやすい地域社会づくりに参加するよう努めます。</p>		<p>(事業者等の権利) 第7条 事業者等は、自由に自立した活動を営むとともに、市民及び市と相互に連携及び協力を図り、協働の担い手としてまちづくりに参加する権利を有する。 2 事業者等は、市政に関する情報を知る権利を有する。 3 前2項に規定する事業者等の権利は、公共の福祉に反しない限り最大限に尊重され、事業者等は、権利の行使に際しては不当に差別的な扱いを受けない。 (事業者等の責務) 第8条 事業者等は、法令及び条例に定める責務を遵守するとともに、社会的な責任を自覚し、地域社会との調和を図るよう努めなければならない。 2 事業者等は、事業活動を行うにあたり、自然環境及び生活環境に配慮するとともに、市民が安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めなければならない。 3 事業者等は、市政の運営に伴う負担を分かち合わなければならない。</p>	<p>(事業者の権利) 第11条 事業者は、協働の担い手として、まちづくりに参加する権利を有する。 2 事業者は、まちづくりに関する情報を知る権利を有する。 (事業者の役割) 第12条 事業者は、地域社会の一員として、社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、町民が安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めなければならない。</p>

## 第4章 議会

(議会の役割と責務)

栗山町自治基本条例	ニセコ町まちづくり基本条例	石垣市自治基本条例	西原町まちづくり基本条例
<p>(議会の役割と責務)</p> <p>第10条 議会は、行政との緊張を保持し、適正に監視するとともに、必要な政策を提案する役割を果たします。</p> <p>2 議会は、議会の活動の全体を通して、町政や政策等の論点と争点を広く明らかにします。</p> <p>3 議会は、議会の活動を町民に報告するとともに、町民が議会の活動に参加できるよう適切な措置を講じます。</p> <p>4 議会は、議会の政策能力を強化するため、調査活動と立法活動の充実を図ります。</p> <p>5 議会は、議員相互の自由な討議を重んじて運営します。</p> <p>6 前各項に規定するもののほか必要な事項は、栗山町議会基本条例(平成18年条例第17号)に定めます。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第19条 議会は本会議のほか、常任委員会と特別委員会を原則公開とします。</p> <p>3 町は、前2項で規定する会議を公開することが適当でないと思われるときは、非公開とすることができます。</p>	<p>(議会の役割)</p> <p>第17条 議会は、町民の代表から構成される町的意思決定機関である。</p> <p>2 議会は、議決機関として、町の政策の意思決定及び行政活動の監視並びに条例を制定する権限を有する。</p> <p>(議会の責務)</p> <p>第18条 議会は、議決機関としての責任を常に自覚し、将来に向けたまちづくりの展望をもって活動しなければならない。</p> <p>2 議会は、広く町民から意見を求めるよう努めなければならない。</p> <p>3 議会は、主権者たる町民に議会における意思決定の内容及びその経過を説明する責務を有する。</p> <p>(議会の組織等)</p> <p>第19条 議会の組織及び議員の定数は、まちづくりにおける議会の役割を十分考慮して定められなければならない。</p> <p>(議会の会議)</p> <p>第20条 議会の会議は、討議を基本とする。</p> <p>2 議長は、説明のため本会議に出席させた者に議員への質問及び意見を述べさせることができる。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第21条 議会の会議は公開とする。ただし、非公開とすることが適当と認められる場合は、この限りではない。</p> <p>2 前項ただし書により非公開とした場合は、その理由を公表しなければならない。</p> <p>(議会の会期外活動)</p> <p>第22条 議会は、閉会中においても、町政への町民の意思の反映を図るため、まちづくりに関する調査及び検討等に努める。</p> <p>2 前項の活動は、議会の自主性及び自立性に基づいて行われなければならない。</p>	<p>(市議会の責務)</p> <p>第9条 市議会は、市の議事機関として、開かれた議会運営を図ることにより市民の意思を反映し、市民福祉の増進に努めなければならない。</p> <p>2 市議会は、行政活動が常に民主的で、効率的、効果的に行われているかを調査、監視するとともに、市の政策水準の向上を図り、市独自の施策を展開させるため、立法機能の強化に努めなければならない。</p> <p>3 市議会の会議は、討論を基本とし、議決にあたっては意思決定の過程及びその妥当性を市民に明らかにしなければならない。</p>	<p>(町議会の役割)</p> <p>第14条 町議会は、住民の代表者によって構成される町的意思決定機関として、町全体の福祉の向上と地域社会の発展の視点に立って、町の政策の意思決定、行政運営の監視等を行うものとする。</p> <p>2 町議会は、前項に規定する役割を果たすために、政策の提言及び条例の立案活動に取り組むよう努めなければならない。</p> <p>3 町議会は、町民に対して開かれた議会となるよう努めなければならない。</p> <p>4 町議会は、広く町民から意見を求めるよう努めなければならない。</p> <p>5 町議会は、討議を基本とし、町民に対し、町議会での意思決定の内容及び経過をわかりやすく説明するよう努めなければならない。</p>

	<p>らない。  (政策会議の設置)  第 23 条 議会は、本会議のほか、まちづくりに関する政策を議論するため、政策会議を設置することができる。  2 前項の会議は議長が招集し、議事運営にあたるものとする。</p>		
--	--	--	--

(議員の役割と責務)

栗山町自治基本条例	ニセコ町まちづくり基本条例	石垣市自治基本条例	西原町まちづくり基本条例
<p>(議員の役割と責務)  第11条 議員は、町民全体の福祉の向上を目指して活動します。  2 議員は、町政に対する町民の意見等を把握するとともに、自己の能力を高める不断の研さんにより、町民の信託に応えます。  3 議員は、町民の代表として、その倫理性を自覚し、公正に活動します。</p>	<p>(議員の役割及び責務)  第 24 条 議員は、町民から選ばれた公職者として自ら研さんに努めるとともに、公益のために行動しなければならない。  2 議員は、基本的人権の擁護と公共の福祉の実現のため、政策提言及び立法活動に努めなければならない。</p>	<p>(議員の責務)  第 10 条 議員は、市民の代表者として、市民の信託にこたえ、公正、公平かつ誠実にその職務を遂行するよう努めなければならない。  2 議員は、市民の代表者としての品位と責務を忘れず、常に市民全体の福利を念頭におき行動しなければならない。  3 議員は、市議会の責務を遂行するため、常に自己の見識を高めるための研鑽を怠らず、調査・審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。</p>	<p>(町議会議員の役割)  第 15 条 町議会議員は、住民の代表者として、住民の信託に応え、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。  2 町議会議員は、前項に規定する役割を果たすために、まちづくりに関する町民意思の把握、政策の研究等の活動その他の自己研さんに努めるものとする。</p>



## 第5章 行政

### (行政の役割と責務)

栗山町自治基本条例	ニセコ町まちづくり基本条例	石垣市自治基本条例	西原町まちづくり基本条例
<p>(行政の役割と責務)</p> <p>第12条 行政は、政策等を適切に執行する役割を果たします。</p> <p>2 行政は、町政に関する情報を公開し、町民に対し説明責任を果たします。</p> <p>3 行政は、町民の意見等を尊重した行政運営を行うため、町民の参加機会の充実を図ります。</p>	<p>(執行機関の責務)</p> <p>第27条 町の執行機関は、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務の執行に当たらなければならない。</p>	<p>(執行機関の連携及び協力)</p> <p>第12条 市の各々の執行機関は、所掌事務について、自らの判断及び責任においてこれを公正、公平かつ誠実に処理するとともに、市長の総合的な調整の下、執行機関相互の連携及び協力を図りながら、一体として行政機能を発揮しなければならない。</p>	<p>(執行機関の連携及び協力)</p> <p>第17条 執行機関は、所掌事務について、自らの判断及び責任においてこれを公正かつ誠実に処理するとともに、町長の総合的な調整の下、執行機関相互の連携及び協力を図りながら、一体として行政機能を発揮しなければならない。</p>

### (町長の役割と責務)

栗山町自治基本条例	ニセコ町まちづくり基本条例	石垣市自治基本条例	西原町まちづくり基本条例
<p>(町長の役割と責務)</p> <p>第13条 町長は、栗山町の代表として、町民の信託に応え、町民全体の福祉の向上のため、公平、公正かつ誠実に町政を執行する役割を果たします。</p> <p>2 町長は、自己の研さんに努めるとともに、職員を適切に指揮監督し、効果的な行政運営を行います。</p> <p>3 町長は、政策課題に的確に対応できる能力を持った職員を育成するとともに、効率的かつ機能的な組織を編成します。</p> <p>(就任時の宣誓)</p> <p>第14条 町長は、就任に当たり、この条例の基本理念の実現のため、公平、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓します。</p>	<p>(町長の責務)</p> <p>第25条 町長は、町民の信託に応え、町政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の執行に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。</p> <p>(就任時の宣誓)</p> <p>第26条 町長は、就任に当たっては、その地位が町民の信託によるものであることを深く認識し、日本国憲法により保障された地方自治権の一層の拡充とこの条例の理念の実現のため、公正かつ誠実に職務を執行することを宣誓しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、副町長及び教育長の就任について準用する。</p>	<p>(市長の責務)</p> <p>第11条 市長は、この条例を遵守し、市民の信託にこたえ、公正、公平かつ誠実に職務の遂行に努め、市民主体の自治の実現を図らなければならない。</p> <p>2 市長は、市民の意向を適正に判断し、市政の課題に対処したまちづくりを推進しなければならない。</p> <p>3 市長は、市政の総合的かつ計画的な将来像を示し、その実現に向け、全力を挙げて取り組まなければならない。</p> <p>4 市長は、職員を指揮監督するとともに、効率的、効果的な市政運営に努めなければならない。</p>	<p>(町長の役割)</p> <p>第16条 町長は、住民の信託を受けた町政の代表者として、公正かつ誠実に町政の執行にあたらなければならない。</p> <p>2 町長は、リーダーシップを発揮して町政の課題に対応するとともに、まちづくりの展望について、町民に説明しなければならない。</p> <p>3 町長は、町職員を指揮監督し、その人材育成に努めなければならない。</p>

### (職員の役割と責務)

栗山町自治基本条例	ニセコ町まちづくり基本条例	石垣市自治基本条例	西原町まちづくり基本条例
<p>(職員の役割と責務)</p> <p>第15条 職員は、町民全体の福祉の向上を目指して、公平、公正かつ誠実に職務を遂行する役割を果たします。</p> <p>2 職員は、自己研さんにより職務能力を向上させるとともに、所属を超えて連携を図り、政策課題に迅速かつ的確に対応します。</p> <p>3 職員は、町民との信頼関係づくりに努めるとともに、町民と連携して職務を遂行します。</p>	<p>(執行機関の責務)</p> <p>第27条</p> <p>2 町職員は、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける町民相互の連携が常に図られるよう努めなければならない。</p>	<p>(職員の責務)</p> <p>第13条 職員は、地域社会の一員であることを認識し、自ら積極的にまちづくりの推進に努めるものとする。</p> <p>2 職員は、市民全体のために働く者として、この条例を遵守し、公正、公平かつ誠実に職務の遂行に努めなければならない。</p> <p>3 職員は、常に自己の見識を高めるための研鑽を怠らず、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。</p>	<p>(町職員の役割)</p> <p>第18条 町職員は、町民全体の奉仕者として、かつ、まちづくりを推進するための専門スタッフとして、公共の利益のため創意をもって、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 町職員は、職務の遂行に必要な知識や技術を向上させるため、自己研さんに努めなければならない。</p>

## 第6章 行政運営

(総合計画)

栗山町自治基本条例	ニセコ町まちづくり基本条例	石垣市自治基本条例	西原町まちづくり基本条例
<p>(総合計画) 第25条 町は、町政の目指す方向を明らかにし、総合的かつ計画的に町政を運営するため、情報の共有と町民参加を踏まえて、最上位の計画として総合計画を策定します。 2 町が進める政策等は、総合計画に根拠を置きます。 3 総合計画は、計画期間を原則8年とする基本構想、基本計画、進行管理計画により構成し、このうち基本構想と基本計画については、議会の議決の対象とします。 4 基本計画は、計画期間中の4年目に、議会の議決により改定します。 5 総合計画は、第28条第2項に規定する行財政改革大綱に基づく推進計画等との整合性に留意して策定します。 6 行政は、毎年度、基本計画に基づく事業の進行管理を行い、その情報を公表します。 7 町は、各政策分野の基本的な計画の策定又は改定に当たっては、総合計画との整合性を図ります。 8 前各項に規定するもののほか必要な事項は、栗山町総合計画の策定と運用に関する条例(平成25条例第21号)に定めます。</p>	<p>(計画過程等への参加) 第36条 町は、町の仕事の計画、実施、評価等の各段階に町民が参加できるように配慮する。 2 町は、まちづくりに対する町民の参加において、前項の各段階に応じ、次に掲げる事項の情報提供に努めるものとする。 (1) 仕事の提案や要望等、仕事の発生源の情報 (2) 代替案の内容 (3) 他の自治体等との比較情報 (4) 町民参加の状況 (5) 仕事の根拠となる計画、法令 (6) その他必要な情報 (計画の策定等における原則) 第37条 総合的かつ計画的に町の仕事を行うための基本構想及びこれを具体化するための計画(以下これを「総合計画」と総称する。)は、この条例の目的及び趣旨にのっとり、策定、実施されるとともに、新たな行政需要にも対応できるよう不断の検討が加えられなければならない。 2 町は、次に掲げる計画を策定するときは、総合計画との整合性に配慮し、計画相互間の体系化に努めなければならない。 (1) 法令又は条例に規定する計画 (2) 国又は他の自治体の仕事と関連する計画 3 町は、前2項の計画に次に掲げる事項を明示するとともに、その計画の実施に当たっては、これらの事項に配慮した進行管理に努めなければならない。 (1) 計画の目標及びこれを達成するための町の仕事の内容 (2) 前号の仕事に要すると見込まれる費用及び期間 (計画策定の手続)</p>	<p>(総合計画) 第14条 執行機関は、この条例の理念にのっとり、市政の運営を図るための総合的な計画(以下「総合計画」という。)を定めなければならない。 2 執行機関は、総合計画の内容を実現するため、適切な進行管理を行わなければならない。 3 執行機関は、総合計画が社会の変化に対応できるよう常に検討を加え、必要に応じて見直しを図らなければならない。</p>	

	<p>第38条 町は、総合計画で定める重要な計画の策定に着手しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表し、意見を求めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 計画の概要</li> <li>(2) 計画策定の日程</li> <li>(3) 予定する町民参加の手法</li> <li>(4) その他必要とされる事項</li> </ol> <p>2 町は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。</p> <p>3 町は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表しなければならない。</p> <p>(計画進行状況の公表)</p> <p>第39条 町は、総合計画の進行状況について、年に一度公表しなければならない。</p>	
--	---	--

(健全な財政運営)

栗山町自治基本条例	ニセコ町まちづくり基本条例	石垣市自治基本条例	西原町まちづくり基本条例
<p>(財政運営)</p> <p>第26条 行政は、自律的な財政基盤の強化を図るとともに、財政健全化の指標を定めた中長期の財政見通しのもと、健全な財政運営を行います。</p> <p>2 行政は、総合計画等を踏まえて予算を編成し、執行します。</p> <p>3 行政は、予算、決算、財政状況等を、毎年度、町民に公表します。</p>	<p>(総則)</p> <p>第40条 町長は、予算の編成及び執行に当たっては、総合計画を踏まえて行わなければならない。</p> <p>(予算編成)</p> <p>第41条 町長は、予算の編成に当たっては、編成過程の透明性に留意し、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、町民が予算を具体的に把握できるよう十分な情報の提供に努めなければならない。</p> <p>2 前項の規定による情報の提供は、町の財政事情、予算の編成過程が明らかになるよう分かりやすい方法によるものとする。</p> <p>(予算執行)</p> <p>第42条 町長は、町の仕事の予定及び進行状況が明らかになるよう、予算の執行計画を定めるものとする。</p> <p>(決算)</p> <p>第43条 町長は、決算にかかわる町の主要な仕事の成果を説明する書類</p>	<p>(健全な財政運営)</p> <p>第15条 執行機関は、中長期的な展望に立ち、財源の効率的かつ効果的な活用を図り、健全な財政運営に努めなければならない。</p> <p>2 執行機関は、市の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び公正で効率的な運用に努めなければならない。</p> <p>3 財政状況については、別に定める条例により、市民に分かりやすく公表するよう努めなければならない。</p>	<p>(健全な財政運営)</p> <p>第19条 執行機関は、財源を効率的かつ効果的に活用し、長期的な展望のもとに財政の健全性を確保するように努めなければならない。</p> <p>2 執行機関は、町の財政状況に関する資料を作成し、これを町民にわかりやすく伝えなければならない。</p>

その他決算に関する書類を作成しようとするときは、これらの書類が仕事の評価に役立つものとなるよう配慮しなければならない。

(財産管理)

第 44 条 町長は、町の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めるものとする。

2 前項の管理計画は、財産の資産としての価値、取得の経過、処分又は取得の予定、用途、管理の状況その他前項の目的を達成するため必要な事項が明らかとなるように定めなければならない。

3 財産の取得、管理及び処分は、法令の定めによるほか、第 1 項の管理計画に従って進めなければならない。

(財政状況の公表)

第 45 条 町長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況(以下「財政状況」という。)の公表に当たっては、別に条例で定める事項の概要を示すとともに、財政状況に対する見解を示さなければならない。

(情報の公開及び共有) (個人情報保護)

栗山町自治基本条例	ニセコ町まちづくり基本条例	石垣市自治基本条例	西原町まちづくり基本条例
<p>(情報の提供) 第16条 町は、町政に関する情報を適切な方法で町民に提供するとともに、情報提供に関する制度の充実を図ります。</p> <p>2 町は、第21条第1項各号に規定する事項を実施するときは、政策形成の過程を明らかにするとともに、その検討段階から町民に必要な情報を提供します。</p> <p>(情報公開制度) 第17条 町は、町政に関する情報の公開を求められたときは、栗山町情報公開条例(平成14年条例第32号)で定めるところにより、情報を公開します。</p> <p>(情報の収集と管理) 第20条 町は、町政に関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかに町民に提供できるよう統一した基準により管理し、保存します。</p> <p>(個人情報保護) 第18条 町は、個人の権利と利益が侵害されることのないよう、個人情報を適正に保護します。</p> <p>2 町民は、町が保有する個人情報について、栗山町個人情報保護条例(平成8年条例第10号)で定めるところにより、開示、訂正及び利用停止を求めることができます。</p>	<p>(意思決定の明確化) 第6条 町は、町政に関する意思決定の過程を明らかにすることにより、町の仕事の内容が町民に理解されるよう努めなければならない。</p> <p>(情報共有のための制度) 第7条 町は、情報共有を進めるため、次に掲げる制度を基幹に、これらの制度が総合的な体系をなすように努めるものとする。</p> <p>(1) 町の仕事に関する町の情報を分かりやすく提供する制度 (2) 町の仕事に関する町の会議を公開する制度 (3) 町が保有する文書その他の記録を請求に基づき公開する制度 (4) 町民の意見、提言等がまちづくりに反映される制度</p> <p>(情報の収集及び管理) 第8条 町は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう統一された基準により整理し、保存しなければならない。</p> <p>(個人情報保護) 第9条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>(情報の公開及び共有) 第16条 市は、市民の知る権利を保障するとともに、公正で透明な市政の実現を図るため、市の保有する情報を積極的に提供しなければならない。</p> <p>2 市民、事業者等及び市は、それぞれが保有する参画と協働のまちづくりに関する情報の共有に努めなければならない。</p> <p>3 前2項の規定による情報の公開及び共有に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>(個人情報保護) 第17条 市は、個人の権利利益が侵害されることのないよう、保有する個人情報について、適切に保護し、その開示等については、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 前項の規定による個人情報の保護に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(情報の公開及び共有) 第20条 町は、町民の知る権利を保障するとともに、町民のまちづくりへの参加を促進する視点に立ち、その保有する情報の積極的な公開及び提供に努めなければならない。</p> <p>(個人情報保護) 第21条 町は、その保有する個人情報について、厳正な保護を行うとともに、自己にかかわる情報の開示等を求める権利を明らかにし、個人の権利利益を守らなければならない。</p>

(説明責任)

栗山町自治基本条例	ニセコ町まちづくり基本条例	石垣市自治基本条例	西原町まちづくり基本条例
	(説明責任) 第4条 町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果及び手続を町民に明らかにし、分かりやすく説明する責務を有する。	(説明責任) 第18条 市は、市政運営における公正を確保し、透明性を向上させるため、政策及び計画の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、その内容を市民に分かりやすく説明するよう努めなければならない。	(説明責任) 第22条 執行機関は、まちづくりに関する計画の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、町民にわかりやすく説明するよう努めなければならない。

(行政組織)

栗山町自治基本条例	ニセコ町まちづくり基本条例	石垣市自治基本条例	西原町まちづくり基本条例
	(組織) 第30条 町の組織は、町民に分かりやすく機能的なものであると同時に、社会や経済の情勢に応じ、かつ、相互の連携が保たれるよう柔軟に編成されなければならない。	(行政組織) 第19条 執行機関は、社会情勢に柔軟に対応し、政策を着実に実現するため、簡素で機能的かつ市民に分かりやすい組織の編成を図り、常にその見直しに努めなければならない。 2 執行機関は、効率的かつ効果的に組織を運営しなければならない。	(行政組織) 第23条 執行機関の組織は、町民にわかりやすく、効率的かつ機能的であるとともに、社会経済情勢の変化に迅速に対応できるよう編成されなければならない。

(審議会等)

栗山町自治基本条例	ニセコ町まちづくり基本条例	石垣市自治基本条例	西原町まちづくり基本条例
(審議会等の委員の選任) 第22条 町は、審議会等の委員の選任について、次の各号に掲げる事項に配慮します。 (1) 原則として、公募により選任された町民の委員を含むこと。 (2) 地域、年齢、性別等に偏りのないようようにすること。 (3) 他の審議会等との重複を必要最小限にすること。  第19条 2 行政は、審議会などの附属機関とこれに類するもの(以下「審議会等」といいます。)の会議を原則公開します。 3 町は、前2項で規定する会議を公開することが適当でないと認められるときは、非公開とすることができます。	(審議会等の参加及び構成) 第31条 町は、審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。 2 前項の委員の構成に当たっては、一方の性に偏らないよう配慮するものとする。	(審議会等) 第20条 市長及び他の執行機関は、市の執行機関に設置する審議会、審査会等(以下「審議会等」という。)の委員の選任にあたっては、その委員の全部又は一部を公募により選任するよう努めるとともに、男女の均衡に配慮して選任するよう努めなければならない。 2 前項の公募による委員の選任にあたっては、公平かつ公正に選任するよう努めなければならない。 3 審議会等の会議は、個人情報保護、公正な審議その他会議の円滑な運営に支障がある場合を除き、公開するものとする。	(審議会等) 第25条 執行機関は、設置する審議会、審査会等の委員には、公募の委員を加えるよう努めるとともに、選任にあたっては、男女の均衡に配慮するものとする。 2 前項の公募による委員の選任にあたっては、公平かつ公正に選任するよう努めなければならない。 3 審議会、審査会等の会議は、個人情報の保護及び公正かつ円滑な審議に支障がある場合を除き、公開するよう努めるものとする。

(行政手続)

栗山町自治基本条例	ニセコ町まちづくり基本条例	石垣市自治基本条例	西原町まちづくり基本条例
<p>(行政手続) 第29条 行政は、処分、行政指導及び届出に関する手続を定め、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図ります 2 前項に規定するもののほか必要な事項は、栗山町行政手続条例(平成8年条例第14号)に定めます。</p>	<p>(行政手続の法制化) 第34条 条例又は規則に基づき町の機関がする処分及び行政指導並びに町に対する届出に関する手続について必要な事項は、条例で定める。</p>	<p>(行政手続) 第21条 執行機関は、行政運営における公正の確保と透明性(行政上の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることをいう。)の向上を図り、市民の権利利益の保護に努めなければならない。 2 前項の手続について必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(行政手続) 第26条 執行機関は、町民の権利利益を保護するため、町への申請に対する処分、行政指導及び届出に関する手続を明らかにし、透明で公正な行政手続の確保に努めなければならない。</p>

(意見公募手続)

栗山町自治基本条例	ニセコ町まちづくり基本条例	石垣市自治基本条例	西原町まちづくり基本条例
		<p>(意見公募手続) 第22条 執行機関は、市政における意思決定過程への市民の参画の場を確保するため、意思決定前に市民の意見を求める手続(以下「パブリックコメント」という。)を実施するものとする。 2 執行機関は、パブリックコメントにより提出された市民の意見を十分に考慮して意思決定を行わなければならない。 3 意見公募手続に関して必要な事項は、別に定める。</p>	<p>(意見公募手続) 第27条 執行機関は、まちづくりに関する重要な計画における意思決定過程への町民の参加を確保するため、意思決定前に町民の意見を求める手続(以下「パブリックコメント」という。)を実施するものとする。 2 執行機関は、パブリックコメントにより提出された町民の意見を十分に考慮して意思決定を行わなければならない。</p>

(町民からの意見、要望、苦情等への対応)

栗山町自治基本条例	ニセコ町まちづくり基本条例	石垣市自治基本条例	西原町まちづくり基本条例
<p>(町民の意見等への対応)</p> <p>第30条 行政は、町民からの意見、提言、要望等があったときは、その情報を共有し、迅速かつ誠実に対応します。</p>	<p>(意見・要望・苦情等への応答義務等)</p> <p>第32条 町は、町民から意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、応答しなければならない。</p> <p>2 町は、前項の応答に際してその意見、要望、苦情等にかかわる権利を守るための仕組み等について説明するよう努めるものとする。</p> <p>3 町は、前2項の規定による応答を迅速かつ適切に行うため、対応記録を作成する。</p> <p>(意見・要望・苦情等への対応のための機関)</p> <p>第33条 町は、町民の権利の保護を図り、町の行政執行により町民が受ける不利益な扱いを簡易かつ迅速に解消させるため、不利益救済のための機関を置くことができる</p>	<p>(市民からの意見、要望、苦情等への対応)</p> <p>第23条 執行機関は、市政に関する市民の意見、要望、苦情等に誠実、迅速かつ的確に対応するとともに、その結果について速やかに市民に回答しなければならない。</p> <p>2 執行機関は、市民から苦情として寄せられた事案について、その原因を追求し、再発防止、未然防止等の適正な対応に努めなければならない。</p> <p>3 執行機関は、毎年度、市民の意見、要望、苦情等への対応状況について年次報告を取りまとめ、これを公表するよう努めなければならない。</p>	<p>(町民からの意見、要望、苦情等への対応)</p> <p>第28条 執行機関は、町政に関する町民の意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、応答しなければならない。</p> <p>2 執行機関は、町民から苦情として寄せられた事案について、その原因を追究し、再発防止、未然防止等の適正な対応に努めなければならない。</p> <p>3 執行機関は、第1項の規定による応答を迅速かつ適切に行うため、対応記録を作成するものとする。</p>

(行政評価)

栗山町自治基本条例	ニセコ町まちづくり基本条例	石垣市自治基本条例	西原町まちづくり基本条例
<p>(政策評価)</p> <p>第27条 行政は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政活動を点検し、改善する評価の仕組みを確立します。</p> <p>2 行政は、前項における評価の結果を予算編成に反映させるとともに、町民に公表します。</p> <p>3 行政は、第1項の評価に当たっては、町民参加により行います。</p>	<p>(評価の実施)</p> <p>第46条 町は、まちづくりの仕事の再編、活性化を図るため、まちづくりの評価を実施する。</p> <p>(評価方法の検討)</p> <p>第47条 前条の評価は、まちづくりの状況の変化に照らし、常に最もふさわしい方法で行うよう検討し、継続してこれを改善しなければならない。</p> <p>2 町が評価を行うときは、町民参加の方法を用いるように努めなければならない。</p>	<p>(行政評価)</p> <p>第24条 執行機関は、効果的かつ効率的な市政運営を推進するため、行政評価を実施し、その結果を政策の決定、予算編成及び総合計画の進管理に反映させるとともに、市民に分かりやすく公表するよう努めなければならない。</p> <p>2 執行機関は、前項の行政評価の結果に対する市民の意見を踏まえ、必要な見直しを図るよう努めなければならない。</p>	<p>(行政評価)</p> <p>第24条 執行機関は、効果的かつ効果的な町政運営を推進するため、行政評価を実施し、その結果を政策の決定及び予算編成に反映させるとともに、町民にわかりやすく公表しなければならない。</p>



<その他>

栗山町自治基本条例	ニセコ町まちづくり基本条例	石垣市自治基本条例	西原町まちづくり基本条例
<p>(行財政改革)            第28条 行政は、行政運営の在り方を見直すとともに、その効率化を図るため、町民の参加を経て行財政改革大綱を策定します。            2 行政は、行財政改革大綱に基づく推進計画等を策定し、その進行管理を行うとともに、進捗状況を公表します。</p> <p>(法務原則)            第31条 行政は、政策課題に的確に対応するため、条例、規則等の制定又は改廃を適切に行うとともに、法務の充実を図ります。            2 行政は、自らの責任において法令を適正に解釈し、運用します。</p>	<p>(政策法務の推進)            第 28 条 町は、町民主体のまちづくりを実現するため、自治立法権と法令解釈に関する自治権を活用した積極的な法務活動を行わなければならない。</p> <p>(法令の遵守)            第 35 条 町は、まちづくりの公正性及び透明性を確保するため法令を誠実に遵守し、違法行為に対して直ちに必要な措置を講ずるものとする。</p>		

## 第7章 参画及び協働

(参画及び協働の推進)

栗山町自治基本条例	ニセコ町まちづくり基本条例	石垣市自治基本条例	西原町まちづくり基本条例
<p>第7章 町民参加の推進 (町民参加の保障)</p> <p>第21条 町は、次の各号に掲げる事項を実施するときは、その検討段階から適切な方法で町民の参加機会を提供します。</p> <p>(1) 総合計画と各政策分野の基本的な計画を策定又は改定するとき。</p> <p>(2) 町民生活に影響を及ぼす条例等を制定又は改廃するとき。</p> <p>(3) 広く町民が利用する施設の新設、改良、廃止をするとき。</p> <p>(4) 町民生活に大きな影響を及ぼす政策等の決定をするとき。</p> <p>2 町は、前項に規定する参加機会において出された意見等について総合的に検討し、その結果と理由を公表します。</p> <p>3 町は、第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、町民参加を求めないことができます。</p> <p>(1) 緊急を要するもの</p> <p>(2) 法令の規定によるもの</p>		<p>第8章 参画及び協働 (参画及び協働の推進)</p> <p>第25条 市は、総合計画及び個別行政分野の基本計画の策定を行うにあたっては、市民及び事業者等が参画できるよう、その機会の拡充に努めるものとする。</p> <p>2 市民、事業者等及び市は、協働のまちづくりを推進するため、互いの特性を發揮しながら課題解決に取り組むものとする。</p>	

(住民投票)

栗山町自治基本条例	ニセコ町まちづくり基本条例	石垣市自治基本条例	西原町まちづくり基本条例
<p>(住民投票) 第23条 町長は、町政に関する重要事項について、住民の意思を確認する必要があるときは、議会の議決を経て、住民投票を実施することができます。 2 住民投票に参加できる者の資格その他の住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めます。 3 町は、投票の結果を尊重します。</p>	<p>(町民投票の実施) 第48条 町は、ニセコ町にかかわる重要事項について、直接、町民の意思を確認するため、町民投票の制度を設けることができる。 (町民投票の条例化) 第49条 町民投票に参加できる者の資格その他町民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定める。 2 前項に定める条例に基づき町民投票を行うとき、町長は町民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない</p>	<p>(住民投票) 第26条 市長は、市政に係る重要事項について市民の意思を確認するため、その案件ごとに定められる条例により住民投票を実施することができる。 2 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。  (住民投票の請求及び発議) 第27条 市民のうち本市において選挙権を有する者は、市政に係る重要事項について、その総数の4分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。 2 議員は、法令の定めるところにより、議員定数の12分の1以上の者の賛成を得て、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができる。 3 市長は、必要に応じ、住民投票を規定した条例を市議会に提出することで住民投票を発議することができる。 4 市長は、第1項の規定による請求があったときは、所定の手続を経て、住民投票を実施しなければならない。</p>	<p>第29条 町長は、町政に係る重要事項について住民の意思を確認するため、その案件ごとに定められる条例により住民投票を実施することができる。 2 町民、町議会及び町長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p>

第8章 地域コミュニティ  
(地域コミュニティ)

栗山町自治基本条例	ニセコ町まちづくり基本条例	石垣市自治基本条例	西原町まちづくり基本条例
<p>(地域コミュニティ) 第24条 町民は、自治の担い手となる地域コミュニティの重要性を認識し、その活動に参加するよう努めます。 2 町は、地域コミュニティの自主性を尊重し、連携を図るとともに、その活動を必要に応じて支援します。</p>	<p>(コミュニティ) 第14条 わたしたち町民にとって、コミュニティとは、町民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいう。 (コミュニティにおける町民の役割) 第15条 わたしたち町民は、まちづくりの重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てるよう努める。 (町とコミュニティのかかわり) 第16条 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その非営利的かつ非宗教的な活動を必要に応じて支援することができる。</p>	<p>(コミュニティ活動の推進) 第34条 市民は、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会を実現するため、自主的な意思に基づきまちづくりに取り組むとともに、自治公民館活動等の自主的な地域における活動(以下「コミュニティ活動」という。)に参加し、お互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するよう努めるものとする。 2 市は、コミュニティ活動を尊重し、必要な支援を行うものとする。</p>	<p>第13条 町民及び事業者は、コミュニティがまちづくりの重要な担い手となることを認識し、コミュニティの活動に参加し、互いに助け合い、地域の課題を共有し、解決に向けて自ら行動するよう努めるものとする。 2 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、必要に応じて支援することができる。</p>

## 第9章 安心、安全なまちづくり

(町民生活の安全確保)

栗山町自治基本条例	ニセコ町まちづくり基本条例	石垣市自治基本条例	西原町まちづくり基本条例
<p>(町民生活の安全確保) 第32条 町は、町民の生命、身体、財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれのある緊急の事態等に的確に対応するための体制等を整備し、町民生活の安全確保を図ります。 2 町民は、緊急の事態等の発生時に、自らの安全確保を図るとともに、町民相互の連携に努めます。</p>	<p>(危機管理体制の確立) 第29条 町は、町民の身体、生命及び暮らしの安全を確保するとともに、緊急時に、総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制の確立に努めなければならない。 2 町は、町民、事業者、関係機関との協力及び連携を図り、災害等に備えなければならない。</p>	<p>(防犯及び交通安全の推進) 第30条 市は、市民が安全で、安心して暮らせるまちづくりを目指し、学校、地域、家庭及び事業者等並びに関係機関と連携し、環境を整備するとともに、防犯活動と交通安全の推進に努めなければならない。 2 防犯及び交通安全の推進に関して必要な事項は、別に定める。 (危機管理と災害予防) 第31条 市は、緊急時に備え、市民の身体、生命及び財産の安全確保及びその向上に努めるとともに、総合的かつ機動的な危機管理体制を強化するため、市民、事業者等、関係機関との協力、連携及び相互支援を図らなければならない。 2 市民は、大規模災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、近隣同士で助け合えるように日常的な交流を通じて相互の信頼関係を築くことに努めるものとする。 3 市民、事業者等及び市は、災害を予防するため、防災のまちづくりを推進しなければならない。</p>	<p>(安全で環境にやさしいまちづくり) 第5条 町は、災害、事故、公害、犯罪等の緊急時に備え、町民の身体、生命及び財産の安全を確保するとともに、総合的かつ機能的な危機管理体制を強化するため、町民、事業者及び関係機関との協力、連携及び相互支援を図らなければならない。 2 町民は、緊急時に自らの安全を確保するとともに、相互に助け合って活動することができるように地域社会における連帯意識を深めるよう努めるものとする。</p>

## 第10章 平和活動の推進

(平和活動の推進)

栗山町自治基本条例	ニセコ町まちづくり基本条例	石垣市自治基本条例	西原町まちづくり基本条例
		<p>(平和活動の推進) 第35条 市は、平和な国際社会を実現するため、市民、事業者等と協働し、平和活動の推進に努めるものとする。 2 市、学校、地域及び家庭並びに関係機関は、平和に対する意識の向上を図るため、連携して平和に関する学習と活動の機会の提供に努めるものとする。</p>	<p>(平和で人間性豊かなまちづくり) 第4条 町民及び町は、平和な世界の創造をめざし、平和活動を推進するものとする。 2 町民及び町は、個人の人間性を尊重し、あらゆる町民が生涯を通して学び、文化を継承発展させるとともに創造していくことのできるまちづくりに努めるものとする。 3 町民、事業者及び町は、自然環境への配慮のもとに、環境にやさしい快適な生活空間の形成に努めるものとする。</p>

<その他>

栗山町自治基本条例	ニセコ町まちづくり基本条例	石垣市自治基本条例	西原町まちづくり基本条例
		<p>(保健、医療及び福祉の充実)</p> <p>第 28 条 市は、市民が健康で安心して生活できる健康長寿社会の実現を目指し、保健、医療及び福祉の充実に努めなければならない。</p> <p>2 市民は、自らの健康状態を自覚し、一人ひとりが健康的な生活を営むため、健康づくりに努めるものとする。</p> <p>(地産地消の推進)</p> <p>第 29 条 市は、地域の資源を生かした安心かつ安全な生産物の地産地消の推進を図るため、市民、生産者及び関係機関と連携し、地産地消の推進に関する必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>2 生産者は、農水産物が市民の健康を支えるという自覚と責任を持って、安心安全な農水産物を生産するよう努めるものとする。</p> <p>3 市民は、地元の安心安全で新鮮な農水産物を積極的に利用するよう努めるものとする。</p> <p>(自然環境の保全と再生及び風景の創出)</p> <p>第 32 条 市民、事業者等及び市は、相互に協力して世界に誇れるかけがえのない財産である自然環境を保全し、又は再生するとともに島の特性を活かした個性豊かで潤いある風景を創出し、次の世代へ継承するよう努めなければならない。</p> <p>2 自然環境と風景の保全に関して必要な事項は、別に定める。</p> <p>(文化の継承、発展及び創造)</p> <p>第 33 条 市民及び市は、市民共有の財産である郷土の歴史を尊重し、その中で培われた伝統文化の保存、継承、発展及び創造に努めるものとする。</p> <p>2 市は、伝統文化の継承及び発展を担う人材の育成の重要性にかんがみ、伝統文化の継承者等の養成に配慮し、担い手の育成に努めるものとする。</p> <p>3 市は、伝統的な文化をはじめとする多様な文化の継承、発展及び創造を図るため、市民一人ひとりが、身近に郷土の歴史、伝統文化に触れ、親しむことができる機会の拡充を図り、文化活動の推進に関わる環境の整備に努めるものとする。</p>	<p>(健康と福祉のまちづくり)</p> <p>第 6 条 町民及び町は、健康増進及び福祉の向上を町民の相互理解と協力のもと推進するため、地域社会における町民の連帯意識を深めるよう努めるものとする。</p> <p>2 町は、生活基盤整備にあたっては、町民に心理的及び物理的な障壁を感じさせないまちづくりに努めるものとする。</p> <p>(豊かで活力のあるまちづくり)</p> <p>第 7 条 町民、事業者及び町は、地域の資源を適切かつ意欲的に活かすことにより、地域産業の活性化、生活基盤整備等による町民の利便性の向上を図り、豊かで活力あるまちづくりに努めるものとする。</p>

## 第11章 連携等

(地域内の連携) (国及び他の地方公共団体都府交流及び連携) (国際交流)

栗山町自治基本条例	ニセコ町まちづくり基本条例	石垣市自治基本条例	西原町まちづくり基本条例
<p>(地域内の連携) 第33条 町民、議会、行政は、より良い地域社会をつくるため、それぞれの活動において連携を図ります。 (国、北海道との連携) 第34条 町は、国、北海道とそれぞれ適切な役割分担のもと、対等な関係で相互に連携を図ります。 (他の市町村との連携) 第35条 町は、効率的な町政運営や共通する課題の解決のため、他の市町村との連携を図ります。 (国際交流) 第36条 町は、各種分野における国際的な交流と連携に努め、その成果を町民に公表します。</p>	<p>(町外の人々との連携) 第50条 わたしたち町民は、社会、経済、文化、学術、芸術、スポーツ、環境等に関する取組みを通じて、町外の人々の知恵や意見をまちづくりに活用するよう努める。 (近隣自治体との連携) 第51条 町は、近隣自治体との情報共有と相互理解のもと、連携してまちづくりを推進するものとする。 (広域連携) 第52条 町は、他の自治体、国及びその他の機関との広域的な連携を積極的に進めるものとする。 (国際交流及び連携) 第53条 町は、自治の確立と発展が国際的にも重要なものであることを認識し、まちづくりその他の各種分野における国際交流及び連携に努めるものとする。</p>	<p>(国及び他の地方公共団体との交流及び連携) 第36条 市は、共通する課題を解決するため、国、県及び他の市町村と相互に連携を図りながら、協力するよう努めるものとする。 2 市は、親善都市、友好都市及びゆかりのまちとの交流について、その良好な関係維持に努めるとともに、互いの発展に資するため、協力連携に努めるものとする。 (国際社会との交流及び連携) 第37条 市は、まちづくりにおいて国際社会との関係が重要であることを認識し、海外の姉妹都市の交流に加え、各種分野における国際社会との交流及び連携に努めるものとする。</p>	<p>(他の機関との連携) 第30条 町は、町民サービスの向上、広域的な課題の解決及び行政運営の効率化を図るため、他の自治体、国及びその他の機関との連携に努めるものとする。 (国際交流) 第31条 町は、国際感覚をまちづくりに取り入れることの重要性を認識し、国際交流に努めるものとする。</p>

## 第12章 条例の見直し

(条例の見直し)

栗山町自治基本条例	ニセコ町まちづくり基本条例	石垣市自治基本条例	西原町まちづくり基本条例
<p>第14章 条例の見直し (条例の見直し) 第37条 町は、この条例の施行の日から4年を超えない期間ごとに、必要な見直しを行います。 2 町は、前項の見直しに当たっては、町民が参加できるよう必要な措置を講じます。</p>	<p>(この条例の検討及び見直し) 第57条 町は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例がニセコ町にふさわしいものであり続けているかどうか等を検討するものとする。 2 町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直す等必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(条例制定等の手続) 第54条 町は、まちづくりに関する条例を制定し、又は改廃しようとするときは、その過程において、町民の参加を図り、又は町民に意見を求めなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。 (1) 関係法令及び条例等の制定改廃に基づくものでその条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合 (2) 用語の変更等簡易な改正でその条例に規定する事項の内容に実質的な変更を伴わない場合 (3) 前2号の規定に準じて条例の制定改廃の議案を提出する者(以下「提案者」という。)が不要と認めた場合 2 町は、前項(同項ただし書きを除く)により作成した条例案をあらかじめ公表し、意見を求めるものとする。 3 町は、前項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表しなければならない。 4 提案者は、前3項に規定する町民の参加等の有無(無のときはその理由を含む。)及び状況に関する事項を付して、議案を提出しなければならない。</p>	<p>(条例の見直し) 第39条 市は、5年を超えない期間ごとに、この条例が社会情勢などの変化に適合したものかどうかを検討し、市民の意見を踏まえて、この条例の見直しを行い、将来にわたりこの条例を充実発展させるものとする。 2 前項に規定する条例の見直しにあたっては、審議会を設置し、諮問しなければならない。</p>	<p>第32条 町は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が社会情勢等の変化に適合したものかどうかを検討するものとする。 2 町は、前項の規定による検討の結果を踏まえ、この条例を改正しようとするときは、町民参加の手法を用いなければならない。</p>